

〔吾妻鏡 十二〕建久三年十月卅日己巳、南風亥刻武者所宗親濱家焼亡、宗親折節在他所、見煙走向、欲取出箏之間、燒左方鬚。云云、唐國太宗之鬚、施賜藥之仁、和朝宗親之鬚、顯惜絃之志、所燒雖同、所用相異者歟、

〔太平記 十三〕北山殿謀叛事

大納言殿寺公圓繩取ニ引ヘラレテ、中門へ出給フ、其有様ヲ見給ケル北ノ御方ノ心ノ中、譬ヘテ云ハン方モナシ、既ニ庭上ニ昇居タル輿ノ簾ヲ褰テ、乘ラントシ給ケル時、定平朝臣、長年ニ向テ、早ト被云ケルヲ、殺シ奉レトノ詞ゾト心得テ、長年、大納言殿ニ走懸テ、髮髮ヲ颯テ、覆ニ引伏セ、腰刀ヲ拔テ、御首ヲ搔落シケリ、

〔太平記 二十一〕鹽冶判官讒死事

侍從立留テ、略中一日物詣ノ歸サニ參テ奉見シガ、鹽谷高南向ノ御簾ヲ高クカ、ゲサセテ、琵琶ヲカキナラシ給ヘバ、ハラトコボレカ、リタル髮ノハヅレヨリ、ホノカニ見ヘタル眉ノ勾芙蓉ノ眸、丹花唇ル、何ナル笙ノ岩屋ノ聖ナリトモ、心迷ハデアラジト、目モアヤニ覺テコソ候シカ、略下

〔安齋隨筆 後編 三〕一古髮結の事

古は髮を結ふに、びん付油無之、びなんせきにて、毛を付たる也、びなんせきは、びなんかづら也、其莖の皮を削り捨、その莖を水にひたしねばる、北條五代記に、髮をば、びなんせきにて、びんを高くつけあげ給へりと有、又能の狂言に、あそふと云狂言あり、麻生殿と云大名鬚を付るに、其の家人一尺計ふとき長きすりこ木を持出て、びなんせきにて候とて、鬚をなで付くる體をする也、能の狂言は古き事也、

〔歷世女裝考 四〕今の髻の狀は古風なる證

新撰字鏡此書は今より千年に、擊鬢サウタウを不久ふく太女利だめりと訓たり、後のものには、瑤囊抄に、髻イイをふく